



鎌倉市パートナーシップ宣誓制度

鎌倉市は、年齢、性別、性的指向や性自認、障害や病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などが様々に異なる人たちが、どのような立場になっても、自分らしくいられる共生社会を目指しています。

この理念に基づき、令和元年12月から鎌倉市パートナーシップ宣誓制度をはじめました。

パートナーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において、経済的、精神的に相互に支え合い、協力し合うことを約した関係にあることを市長が確認し、公に証明するものです。

法律上の婚姻とは異なりますが、パートナーシップ宣誓制度の導入により、性的マイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現が期待されます。

1 パートナーシップ宣誓制度を利用する方

- 双方が成年(18歳)に達していること。
- 互いを人生のパートナーとして、日常生活における経済的、物理的かつ精神的に相互に支え合い、協力し合うことを約した2人であること。
- 双方に配偶者がいないこと及び他の者とパートナーシップにないこと。
- 下記の住所要件のいずれかを満たしていること。
 - (1) 双方が鎌倉市内に居住しかつ住民登録があること。
 - (2) 一方が鎌倉市内に住所を有し、他の方が鎌倉市内へ転入を予定していること。
 - (3) 双方が鎌倉市内への転入を予定していること。
- 双方が近親者でないこと。(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと。)

2 宣誓に必要なもの

- (1)パートナーシップ宣誓書(※宣誓日当日に記入いただきます。)
- (2)パートナーシップの宣誓に関する確認書(※宣誓日当日に記入いただきます。)
- (3)住民票の写し(世帯の一部(ご本人)の住民票で可)(※手数料はご自身の負担です。)
 - ・1人1通の提出をお願いします。
 - ・2人が同一世帯の場合は、お2人が記載された住民票1通で結構です。
 - ・本籍地の記載は不要です。
 - ・発行日から3か月以内の住民票をご持参ください。
- (4)独身であることを証明する書類(戸籍抄本・独身証明等)(※手数料はご自身の負担です。)
 - ・1人1通の提出をお願いします。(発行日から3か月以内のもの)
※戸籍抄本や独身証明は、本籍地の市区町村で取得できます。
- (5)性別違和などの理由により、通称名での宣誓を希望される方は、通称名を日常的に使用していることを確認できる書類。(通称名で届いた郵便物や社員証等の写しなど)
- (6)本人確認書類
 - 1点(枚)の提示で足りるもの:運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、海技免状、在留カード等
 - 2点(枚)の提示が必要なもの:健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証※、社員証※等

※学生証、社員証等2点のみではお受けできません。健康保険証等に加えて提示ください。

3 宣誓までの流れ

①対象者の要件に該当するか確認し、事前に電話又はメールで宣誓日時の予約をお願いします。必要書類の確認などを行います。(宣誓日当日までに必要書類を揃えてください。)



②指定の日時に2人で市役所にお越しいただき、本人確認のうえ、パートナーシップ宣誓書に必要事項を記入(宣誓)し、必要書類とともに提出します。



③宣誓内容、必要書類に不足等がないか確認します。



④パートナーシップ宣誓書受領証を原則即日交付します。

4 予約と問い合わせ先等

鎌倉市共生共創部地域共生課

電話:0467-61-3870

メール:jinken-danjo@city.kamakura.kanagawa.jp

【宣誓日時】

月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く)

午前9時から午後4時まで

【宣誓場所】

鎌倉市役所内会議室等

5 パートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用について

同制度を実施する、横須賀市、逗子市、葉山町、三浦市、鎌倉市の協定により、パートナーシップ宣誓を行った方が、4市1町間で住所を異動する場合、転出時に継続利用申請を行うことで、転出先で新たな宣誓を行うことなく宣誓が継続し、既に交付済みの宣誓証明書または宣誓書受領証が継続使用できる制度です。これにより、利用者の方の手続きと精神的な負担を軽減します。詳しくは、地域共生課にお問い合わせください。

6 Q&A

Q1 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか?

A 宣誓や宣誓書受領証の交付に費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な住民票や戸籍抄本などの交付手数料はご自身の負担になります。

Q2 宣誓書受領証は、宣誓日当日に交付されますか?

A 原則、宣誓日当日に交付します。

受付から、交付までに約1時間前後かかりますので、あらかじめご了承ください。

Q3 通称名は使用できますか?

A 性別違和などにより、日常的に通称名を使用している方は、通称名で宣誓ができます。

ただし、通称名で届いた郵便物や社員証など、通称名を日常的に使用していることを確認できる書類の写しをご持参ください。

なお、通称名での宣誓の場合、宣誓書受領証の表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名を記載します。(通称名は、本制度のみ使用できます。)

Q4 郵送でのパートナーシップ宣誓はできますか？

A 郵送での宣誓の受付は行っておりません。

宣誓の際は、プライバシーに配慮したスペースの確保が必要なため、事前予約のうえ、お2人で市役所にお越しください。

Q5 養子縁組をしていますが宣誓できますか？

A パートナーシップのお2人がやむを得ない事情で養子縁組をした場合は、宣誓できます。

Q6 宣誓は、同性カップルしかできないのですか？

A 同性カップルに限らず、事実婚、トランスジェンダー、メジエンダー、クエスチョンングの方々など、異性間のカップルであっても宣誓できます。

Q7 性的マイノリティではない事実婚の二人は宣誓できますか？

A 宣誓できます。性的マイノリティの方をはじめ、様々な事情により婚姻の届出を選択しない方など、すべての人たちが、自分らしくいられる共生社会の実現を目指し、多様性の理解促進に努めます。

Q8 婚姻制度とパートナーシップ宣誓制度の違いはなんですか？

A 法に定める婚姻を行うと扶養義務や相続権、税の控除など様々な法律上の権利や義務、保護が発生します。

パートナーシップ宣誓制度は、鎌倉市の内部規定である要綱により実施するため、婚姻のような法的な権利や義務、保護が伴うものではありません。

Q9 法的効果がないのに実施する理由は？

A 当事者のお2人が人生のパートナーとして安心して生活ができる社会の実現に向けて、市がその意思に寄り添い、当事者の方の生きづらさの軽減、偏見や差別解消を図り、多様性に対する社会的理解を促進することで共生社会の実現を図ることを目的に実施するものです。

Q10 宣誓書受領証の交付を受けるとどんなメリットがありますか？

A 宣誓書受領証は、鎌倉市の内部規定である要綱に基づく制度であり、法律婚のような法的保護等のメリットはありません。

宣誓書受領証を持つことの意義は、お2人の気持ちを行政が尊重し受け止めること及びお2人の関係を公に認めることにあります。

Q11 成りすましや偽造等の悪用をされませんか？

A 宣誓を受ける際には、戸籍など独身であることを証明する書類の提出と、身分証明書による本人確認を行うことで、成りすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、宣誓書受領証の返却を求めます。

Q12 宣誓は、二人で行かないとだめですか？

A 本人確認とお2人の意思を確認のうえ、パートナーシップ宣誓書に署名をいただくため、お2人でお越しください。

Q13 市内で同居しないと宣誓できないのですか？

A 令和4年12月に「鎌倉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の居住要件について一部改正し、市内に居住又は居住予定で、住民登録がある（する予定である）方が宣誓できます。同居していないても宣誓できます。

お問い合わせ・ご相談は、鎌倉市 共生共創部 地域共生課 人権・男女共同参画担当
電話:0467-61-3870

Mail:jinken-danjo@city.kamakura.kanagawa.jp